

介護サービス情報公表 よくある質問

連番	項目	質問	回答
1	一般	介護サービス情報公表とはどのようなものか？	県庁ホームページの「介護サービス情報公表」のページをご確認ください。
2		情報公表の報告を行う行わないは事業者の任意か？	介護サービス情報公表は介護保険法等で義務付けられております。なお、介護報酬が年100万円を超えない場合や、休廃止事業所等では、報告が対象外となる場合もあります。
3		報告対象となる介護報酬額100万円を超える場合の対象期間はいつからいつまでか。	基準日の前の1年間です。つまり、令和5年1月1日から令和5年12月31日までです。
4		介護報酬は年間で100万円を超えないと思うが、公表対象になるのか？	まずは、期間の確認をお願いします。報酬額に疑問がある場合は、青森県高齢福祉保険課までお問合せください。
5		複数のサービスを実施しているが、1つのサービスのみの調査依頼があった。他のサービスの調査依頼はないのか？	サービス種類ごとに調査依頼をしております。県庁ホームページに公表スケジュールを公表しておりますので、ご確認くださいませようお願いします。
6		報告依頼の文書が届いていない。	報告を依頼する文書は、「青森県社会福祉協議会」が介護サービス事業所に送付しています。届いていない場合、紛失した場合等は大変お手数ですが青森県社会福祉協議会までご連絡ください。（017-723-1391）
7		介護予防訪問介護、介護予防通所介護は情報公表の対象ではないのか？	介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は総合事業となるため、公表対象ではありません。
8		県は指定権者ではないが、情報公表は県が実施するのか	情報公表は指定権者にかかわらず都道府県が行うこととなっております。
9		介護サービスの報告とは何か？	具体的内容は「基本情報」と「運営情報」です。介護サービス情報公表システムに入力することにより報告したことになります。
10	休廃止	事業所を休廃止したが、報告依頼が届いた。報告は必要か？	【廃止の場合】 指定権者へ廃止届を提出済み場合は、青森県高齢福祉保険課へご連絡ください。 廃止届を未提出の場合は、指定権者へ介護保険法上の廃止届を提出した上で、青森県高齢福祉保険課へご連絡くださいますようお願いいたします。 【休止の場合】 指定権者へ休止届を提出済み場合は、青森県高齢福祉保険課へご連絡ください。休止届を未提出の場合は、指定権者へ介護保険法上の休止届を提出した上で、青森県高齢福祉保険課へご連絡くださいますようお願いいたします。なお、年度内に再開する場合は、再開後に報告してください。
11	システム関係・報告	IDとパスワードを紛失した。	システムについてのお問合せは、指定情報公表センターである「青森県社会福祉協議会」へお問い合わせください。
12		情報公表の入力方法について聞きたい。	システムについてのお問合せは、指定情報公表センターである「青森県社会福祉協議会」へお問い合わせください。
13		前任者が不在となり、介護サービス情報公表の入力の進捗状況がわからない。	IDとパスワードがわかれば、介護サービス情報公表システムにアクセスすると進捗状況を確認できます。介護サービス情報公表のシステム入力方法がわからない場合は、青森県社会福祉協議会へお問い合わせください。
14		調査票は紙でも提出するのか？	紙での提出は不要です。システム入力のみでの報告です。
15	手数料関係	手数料の納付期限はいつか。	公表センターへの報告期限と同日です。
16		手数料を納付期限までに納付できなかった。	速やかに納付して下さるようお願いします。なお、納付の遅れについての青森県高齢福祉保険課への電話等でのご連絡は必要ありません。また、納付が遅れた場合、公表時期が遅れることとなりますので、ご了承ください。
17		複数のサービスを実施し、公表予定となっているが、手数料をまとめて支払ってもよいのか？	まとめて納付して差し支えありません。その際、サービスの種類、事業所番号、事業所名等を間違えずに記入してください。
18		総合事業のサービス種類が手数料の納付用紙に記載されていないが、記載してもよいのか？	総合事業は公表対象ではありませんので、記入する必要はありません。
19		複数のサービスの手数料を同時に納付したいが、封書は別々の方がよいのか。	同封して差し支えありません。
20		手数料（県証紙）は持参してもよいのか。	持参して差し支えありません。なお、青森県高齢福祉保険課は手狭で作業スペースがございませんので、ご不便をおかけしますが、県証紙の貼付及び記入を済ませた上でご持参ください。
21		青森県証紙の貼付用の用紙を紛失した。	県庁ホームページにて貼付用の用紙をダウンロードできます。
22		手数料（県証紙）におつりはでるのか？	おつり等はできませんので、4,000円分の県証紙を貼付してください。また、現金での納付は扱っておりませんので、必ず県証紙で納付してください。
23		青森県証紙はどこで売っているのか？	青森県証紙売りさばき人からお買い求めください。検索サイトで「青森県証紙」と検索していただくと、証紙売りさばき人の一覧をご覧いただけます。 ※収入印紙ではなく、青森県証紙です。お間違えのないようお願いいたします。
24	その他	青森県と青森県社会福祉協議会の関係は？	青森県と青森県社会福祉協議会は別組織です。県社協の正式名称は「社会福祉法人青森県社会福祉協議会」です。青森県が介護サービス情報公表の一部の事務を指定情報公表センターとして青森県社会福祉協議会に委託しています。